

# 笠松町創業支援制度のご案内

町内における創業を支援するため、笠松町では商工会をはじめとした創業支援事業者と連携して実施する創業支援内容をまとめた「創業支援計画」を策定し、平成29年5月に国から認定を受けました。

この計画に基づき、笠松町と創業支援事業者が協力し、笠松町で創業を希望する方や、創業後間もない方を支援します。

## 創業支援事業計画(イメージ)



## 1. 創業支援等事業の内容

創業しようとしている方、創業後間もない方(創業後5年未満)に対して、連携する各支援機関が、必要な知識について、それぞれの強みを活かした支援を行います。また、支援メニューのうち、定められた条件に従って「特定創業支援事業」を受けた場合は、創業時の支援措置が受けられます。

## 2. 特定創業支援事業とは

創業しようとしている方、創業後間もない方(創業後5年未満)に対して、経済団体や金融機関等の創業支援機関がそれぞれの強みを活かした支援事業を継続的に行うことで、創業に必要な4つの要素(経済・財務・人材育成・販路開拓)の知識全てが身に付く事業です。この4つの要素全てが習得できる**創業塾**を受けた方に対して、町が特定創業支援事業を受けたことの証明書を発行します。

### 【創業塾】

経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウとは、次のような内容をいいます。

要素	内容
経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関する事
財務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関する事
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事、労務管理、人材育成等に関する事
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関する事

### 3. 支援メニュー

創業支援連携機関	支援メニュー	連絡先
笠松町（環境経済課）	補助制度（条件あり）・相談窓口	388-1114
笠松町商工会【ワンストップ相談窓口】	創業相談・創業支援セミナー（創業塾）	388-2566
（公財）岐阜県産業経済振興センター	創業相談	277-1090
十六銀行（笠松支店）	融資・創業相談・創業支援セミナー	387-2116
大垣共立銀行（笠松支店）		387-2161
岐阜信用金庫（笠松支店）		387-2145
岐阜商工信用組合（笠松支店）		388-1131

### 4. 創業時のメリット（支援措置）のご紹介



#### メリット①

#### 会社を設立する際の登記にかかる登録免許税の軽減（法務局）

◎「創業前の個人」又は「創業後5年未満の個人」が、笠松町内に法人設立する際の登録免許税が**軽減**されます。

例) 株式会社：資本金の0.7% ⇒ **0.35%**（最低税額15万円 ⇒ 7.5万円）

合同会社：資本金の0.7% ⇒ **0.35%**（最低税額6万円 ⇒ 3万円）

合名・合資会社：1件につき6万円 ⇒ **3万円**

・すでに会社を設立された方が組織変更を行う場合は対象外です。

※笠松町の発行する特定創業支援事業証明書を使う際は、笠松に本店を置く必要があります。



#### メリット②

#### 創業関連保証の適用拡充（信用保証協会）

◎事業開始2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始**6か月前**から利用可能。

※創業開始6か月前から創業後5年未満の方が対象となります。



#### メリット③

#### 貸付利率の引き下げ（日本政策金融公庫）

◎「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ。

### 5. メリット（支援措置）を受けるためには証明書が必要

支援措置の手続きには、特定創業支援事業を受けたことについて、笠松町長の証明が必要になります。

#### ●特定創業支援事業を受けたことの証明書の発行について

証明書が必要な方は、次の書類を笠松町役場環境経済課（Tel：058-388-1114）に提出してください。

**提出書類** ①交付申請書 1部（環境経済課窓口で申請）

②創業塾受講修了書（笠松町商工会が発行）

③税務署に提出した「法人設立・設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し

※③は開業済みの方のみ

**申請期限** 特定創業支援事業である創業塾受講修了から1年以内

なお、証明書は即日発行ではありませんので、ご了承ください。

